鳥取海区漁業調整委員会告示第3号

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法(昭和24年法律第267号)第11条 第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

漁場計画案は、平成20年5月9日(金)から同月16日(金)までの間、鳥取県農林水産部水産振興局水産課(鳥取市東町一丁目220)、鳥取県栽培漁業センター(東伯郡湯梨浜町大字石脇1166)、鳥取県境港水産事務所(境港市昭和町9-7)及び海面に接している市町村の市役所又は町村役場において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 9 日

鳥取海区漁業調整委員会会長 森 本 成 人

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 平成20年5月19日(月)午後1時30分から
- (2) 場所 鳥取県東伯郡北栄町由良宿800 北栄町中央公民館大栄分館 講堂

2 案件

鳥取海区における第三種共同漁業及び第一種区画漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間 並びに共同漁業の関係地区及び区画漁業の地元地区の事前決定について

3 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、職業(漁業に従事する者にあっては従事する漁業の種類、その他の者にあっては勤務先を含む。)及び発言内容の要旨を記載した書面を平成20年5月16日(金)午後5時までに鳥取海区漁業調整委員会事務局(鳥取市東町一丁目220鳥取県農林水産部水産振興局水産課内)に提出すること。